

八王子市長 初宿和夫様

2024年11月15日

2025年度 予算要望書

私たち八王子・生活者ネットワークは、暮らしの中の身近な問題を解決するために大勢の市民の声を集めて政策をつくり、八王子を「生活のまち・暮らしやすいまち」にするために活動しています。市民の多くの方から「ひとこと提案アンケート」を集め、2025年度予算要望に反映しました。

ぜひ市民の切実な思いを 2025 年度の八王子市の予算に反映されるようお願いいたします。尚、諸事ご多忙とは存じますが、この要望書に対するご回答は、文書によりお願いいたします。

八王子・生活者ネットワーク
代表 鳴海有理

(連絡先)
八王子・生活者ネットワーク
〒192-0066 八王子市本町 3-4 TRYビル 3階
TEL:042-623-8802 FAX:042-627-4507
E-mail:hachiouji-net@nifty.com

1 高齢者福祉

(1)2024年4月の介護保険制度改定で訪問介護事業所への基本報酬が引き下げられ、その影響で多くの訪問介護事業所が廃業や経営難に追い込まれていると聞く。サービス事業数の増減を確認するに留まらず、経営状況などを丁寧にヒアリングするなどの実態調査を速やかに行うこと。

(2)八王子市において、認知症高齢者数は2040年に20,278人まで増加する見込みとなっており、認知症に関する施策の推進は喫緊の課題である。認知症の人が安心して暮らせる地域をつくっていくためには、幅広い人達に向けた認知症の理解の促進は不可欠。学校や公共の施設に加え、公共交通に携わる方や小売業者など地域で高齢者を見守る人へ理解の促進を進め、だれもが安心して暮らせる地域づくりに向けた仕組みの構築を推進すること。

2 障がい者福祉

(1)特別に配慮された多様な支援が必要となる強度行動障害(重度知的障害を伴う自閉症の方)のある当事者やご家族が地域の中で暮らしていくにはまだまだ課題が多い。障がいの重度化に対応できるグループホームの整備を進めると同時に、強度行動障害のある人は本人の特性にあった適切な支援を行うことで、自傷や他害が改善される場合が多いことから、ケア者の専門性の向上に努めること。

(2)障害福祉サービスにおける食事提供加算について、2024年度報酬改定により、栄養士または管理栄養士が献立作成にかかわること又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること、食事摂取量の記録、体重やBMIの記録が加算要件に追加された。このことによって、これまで行われてきた食事提供が事業者にとって大きな負担となる。また、体重やBMIの管理は利用者のプライバシーにかかわる問題でもあり、十分な配慮が必要である。市として、事業者負担かからないよう運営の支援を行うこと。

(3)一般就労中の障害者も就労系障害福祉サービスを利用できることについて、あまり周知されていない。これまでは一般就労か障害福祉サービスかどちらかを選らばなければならぬという状況が、一般就労のハードルを上げてきたが、併用できることが一般就労への後押しとなる。事業者・利用者ともに市として制度を周知すること。

(4)日常生活用具給付の対象となっているストーマ装具について。消化器系に月額8,858円、尿路系に月額11,639円の給付が行われているが、昨今の物価高騰で約30年前に設定された給付額と現状の利用額に乖離がある。市内オストメイトのストーマ装具購入について、市で実態調査を行ない現状を把握すること。調査に基づき給付額の見直しを図ること。国に対し、ストーマ装具への給付額の引き上げを求めること。

(5)障がい児を抱える家庭では、放課後デイサービスの利用、通院・登下校送迎のガソリン代、オムツ代など、障がいがある故に係る費用負担が非常に大きい。所得制限により各種給付(特別児童手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、オムツ支給、ガソリン・タクシー券等)を受けられないケースがある。本来ならば全ての子どもに対する児童手当の所得制限撤廃よりも先んじて行われなければならないことであり、障がい児を育てる家庭の負担軽減のため国に障がい児への各種手当の所得制限撤廃を強く求めること。

(6)知的障がい者への支援について、当事者家族より個別のケースに対応するための仕組みの整備がなされていないという声がある。特に重度知的障がいについての理解が広がっておらず、支援メニューも非常に限られている。知的障がい者とその家族の生活実態の把握に努め、個別のケースにきめ細やかに対応する仕組みをつくること。

3 子ども・教育

(1)私立小・中学校との公平性や均衡などの点から朝鮮学校など外国人学校への市独自の助成金制度の創設は考えていないとのこと。しかし、私立学校への公費の助成状況を考えると外国人学校へ助成することが公平性を欠くことにはならない。

朝鮮学校は高校無償化や幼保無償化の対象からも除外されている。幼稚班は「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱」がつけられたことによりかろうじて適用されることになった。

そもそも、同じように税金を払いながらも国の助成金がないことから、東京都(2010年から停止)をはじめ市民に最も身近な区市町村が助成を始めた経緯があり、多くの自治体では助成金を支給している。

八王子市としては民族教育の重要性も十分認めている。「全てのこどもが誰一人取り残されることなく」と謳っている東京都のこども基本条例や子どもの権利条約の見地からしても、政治的な判断により子どもたちの教育を平等に保証できていないのは問題である。朝鮮学校をはじめとする外国人学校への助成金制度を早期に創設すること。

(2)身体的・精神的な病気や障害などを抱える家族のケアや精神的なサポートをしている18歳未満の子どもや若者に対し、学校における児童生徒や保護者への発信、重層的支援

体制整備事業、包括的な地域福祉ネットワーク会議での連携等に期待もしているが、実際にはまだまだ、都の事業との連携における不都合や、子ども家庭支援センターでの対応に疑問を感じることもある。複数の所管にまたがる施策の推進のため、ケアラー支援条例を制定し目指す姿を明文化すること。

4 保健・医療・健康

(1)香害被害者が介護サービスを受けるにあたって事業者には香料製品の使用を自粛するよう配慮を求めた時、また、化学物質過敏症の児童が学校に事情を伝え配慮を求めた際に、あなたにだけ特別な対応はできないと言われることがある。2024年4月1日から障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。香害も同法に基づく障害に含まれる。

香害という社会的バリアをとり除き、ともに生きる社会を目指すことの必要性、香害の現状、具体的対策方法などをホームページに記載し、行政機関であれば全職員、学校であれば全職員、スタッフ、児童生徒、保護者、訪問者に対して香料製品の使用自粛を求めること。広報や学校便りで関係者に伝え周知するなど、過重な負担がかからないやり方で合理的配慮の提供をすること。また、事業者に対して指導すること。

(2)市の乳がん検診について。問診・視触診の他、マンモグラフィが行われている。乳房内の乳腺割合は個人差があり、年齢によって変化もする。欧米人に比べて日本人に多いといわれるデンプレスト(乳腺高濃度)というタイプの場合は、組織が詰まっていてマンモグラフィでは見えにくいいため、エコー検査を追加で受けることとなり、追加費用もかかる。医師の判断によりエコーが適した人に対しては、マンモグラフィではなく、エコー検査を受けられるようにすること。

(3)あったかホール、東浅川と南大沢の保健福祉センターの浴室が廃止され、高齢者が利用できる公共の浴場が減ってしまった。高齢独居の方が増えている中、自宅で1人分の入浴のための掃除の負担やガス、水の費用の負担がのしかかっている。健康増進や交流の場としての公衆浴場利用の支援について、公衆浴場の安定的な経営支援ではなく、福祉的な視点から、施策を検討すること。

(4)国民健康保険被保険者証をマイナ保険証に一本化するにあたり、医療機関等の中で多くの不具合が生じており、また、施設介護等の現場からは利用者のマイナ保険証維持管理に不安の声が上がっている。すべての市民が不安なく医療にかかる皆保険制度を維持するために、現行の紙の保険証存続を求めて国に働きかけること。

5 環境

(1)八王子市は環境保全型農業推進事業費補助金を活用し、環境へ配慮した持続可能な農業を推進している。都内初のオーガニックビレッジをめざし、相模原市のように、有機農業推進計画を策定し、具体的目標をもって推進すること。

(2)PFOS・PFOAについては、市内を 20 区画に分けた中で各区画の地下水の調査をローリング形式で順次行っていると認識している。国の暫定目標値を超える値が検出された箇所もあり、原因が特定できないからこそ可能性を探るためにも、1か所でも多くの調査箇所を増やすなど詳細把握に主体的に取り組むこと。

(3)災害時の井戸水の用途は飲用ではなく生活用水であることは認識している。PFAS は水質にとどまらず、底質、生物及び大気中など環境中にあるといわれている状況であり、長期間残存する性質から、PFAS そのものが排出されること自体に様々な懸念があり、早期発見が欠かせない。災害用井戸の検査を進めること。

6 人権

(1)東京都ではパートナーシップ宣誓制度がスタートし、東京都の制度によるパートナーシップ受理証明書により市営住宅への入居が可能になるということは大きな前進である。2023 年度の市政世論調査で、LGBTQ の方に必要だと思ふ環境整備について、最も多かった回答が「パートナーシップ制度」の 33.5%という結果であった。八王子独自でパートナーシップ宣誓制度をつくること。

(2)2024 年 4 月、困難女性支援法が施行された。様々な困難な問題を抱える女性への相談支援が、人権の擁護、男女平等の実現に資するものという理念のもと、包括的かつ専門的な支援を提供することが目指されている。相談から保護、自立支援まで、時代とともに多様化する困難な問題を抱える女性に対して、専門的な支援を包括的、継続的に提供できるよう、行政、民間団体を通じた多機関連携、協働による切れ目のない支援体制の整備が求められている。庁内横断的に本制度の理解を深め、相談体制の充実をはかること。

(3)昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。
当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。

① 「生活保護は権利」の周知

生活保護は憲法 25 条が定める健康で文化的な生活を営む権利である。申請者が権利として自覚できるよう、また申請が必要な人への周知を拡げるためにも、「生活保護は権利である」ということを『生活保護のしおり』にとどまらず、多くの人が利用する市庁舎等でポスター等を活用し示すこと。

② 「原則無料定額宿泊所」ではなく、「原則居宅保護」の徹底

厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡にもあるように、住まいのない人は単独で居宅生活が可能ではない場合を除き、希望すれば直接アパートへの入居ができるようにすること。その際、敷金等の支給も含め、アパート入居のサポートを充実させること。居宅生活能力があるかどうかを判断するためとして、本人の意思に反して無料低額宿泊所を案内しないこと。

また、施設を利用することが必要な場合は東京都の保護施設である厚生施設や宿所提供施設を無料低額宿泊所より優先して案内すること。

③ 緊急一時保護施設の確保

今までアパートが決まるまで使うことができた東京都契約のビジネスホテルが中止となったため、その間ネットカフェや野宿などでしのぐことを余儀なくされている。市営住宅の空き室などを利用し、アパートが決まるまで一時的に滞在できる部屋を確保すること。

④ 居住支援法人立ち上げ支援

無料低額宿泊所は仮の住まいとして入居期間は原則3か月となっているが、アパート探しがうまくいかず諦めてしまい、やむを得ず3か月を超え住み続けている人も多いと聞いている。無料低額宿泊所からアパートに移る際のアパート探しのサポートとして、居住支援法人の必要性が高まっている。市として、居住支援法人の立ち上げ支援を行うこと。

⑤ ケースワークの充実

憲法 25 条の生存権を保証するために生活保護制度がある。まず当事者の気持ちを考え、その人にとってより良い生活が営めるようにするためのケースワークができるよう、研修を充実させること。

また、生活保護受給者には心の病を抱える人が少なくない。困難ケースについて行う、ケース検討会議、連携会議等を充実させること。

⑥ ケースワーカーの増員

ケースワーカーの増員ははかられていると言ってもまだまだ足りていない。ケースワーカーがその人にあったケースワークを丁寧にしようと思っても現状ではそれはかなわない。

個々のケースワーカーの負担が大きくなっており、ケースワーカーからも増員の希望があることも聞いている。専門性のある正規職員を採用し、さらなる増員を図ること。

⑦ 家計相談支援の充実

生活保護受給者に対しても家計改善支援事業を行っているとのことだが、現実には手が足りないため金銭管理だけにとどまっている。家計改善支援が十分に行えるよう、支援員の増員を図ること。

7 平和

(1)世界のあらゆる地域で紛争、戦争が起こり、大国が核抑止力への依存を強めようとする動きも出る中で、2024年ノーベル平和賞を、核廃絶に尽力し続けている日本被団協が受賞した。高齢の被ばく当事者の声を、若い世代へ継承する意義が評価された。2025年戦後80年を機に、市は八王子平和・原爆資料館の重要な資料を引継ぎ、2026年オープン予定の歴史・郷土ミュージアム等にて、公的な常設展示ができる環境を整えること。

(2)八王子市内上空を米軍機が飛行しており、騒音、落下物への懸念がある。この状況に慣れることなく、国が米軍へ働きかけるよう、国、都等へ地域からの声を発信し続けること。

(3)市内には浅川地下壕など数多くの戦争遺跡が残っている。調査・保存について国が調査中の段階ではあるが、いつ出るかわからない国の調査結果を待つ間にも残る戦争遺跡は年月の経過とともに劣化が進む。世界各地で今も戦争が繰り返される中で次世代へ戦争の悲惨さや平和の重要性を伝えていくためにも、調査や保存に向けてこれまで実地調査を行ってきた専門の方等と連携した取組を進めることを検討すること。

以上